

# 第4期中間財務諸表

- ・ 中間貸借対照表
- ・ 中間損益計算書
- ・ 中間株主資本等変動計算書
- ・ 中間財務諸表作成のための  
基本となる重要な事項
- ・ 中間財務諸表に係る注記事項

2【中間財務諸表等】  
 (1)【中間財務諸表】  
 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)  
 当中間会計期間末  
 (平成20年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	3,192
高速道路事業営業未収入金	14,230
未収入金	100
未収還付法人税等	28
有価証券	2,600
仕掛道路資産	129,703
貯蔵品	134
受託業務前払金	15,716
前払費用	155
その他	482
貸倒引当金	9
流動資産合計	166,334
固定資産	
高速道路事業固定資産	
有形固定資産	
建物	949
減価償却累計額	129
建物(純額)	819
構築物	15,621
減価償却累計額	2,232
構築物(純額)	13,388
機械及び装置	29,497
減価償却累計額	8,082
機械及び装置(純額)	21,414
車両運搬具	502
減価償却累計額	335
車両運搬具(純額)	166
工具、器具及び備品	245
減価償却累計額	175
工具、器具及び備品(純額)	69
建設仮勘定	1,090
有形固定資産合計	36,951
無形固定資産	
ソフトウェア	364
その他	21
無形固定資産合計	386
高速道路事業固定資産合計	37,337
関連事業固定資産	
有形固定資産	
建物	133
減価償却累計額	101
建物(純額)	32
構築物	437
減価償却累計額	178
構築物(純額)	258
機械及び装置	19
減価償却累計額	6
機械及び装置(純額)	13
工具、器具及び備品	76
減価償却累計額	42
工具、器具及び備品(純額)	33
土地	1,276
建設仮勘定	33
有形固定資産合計	1,646
関連事業固定資産合計	1,646

(単位：百万円)  
 当中間会計期間末  
 (平成20年9月30日)

各事業共用固定資産	
有形固定資産	
建物	3,206
減価償却累計額	437
建物(純額)	2,768
構築物	57
減価償却累計額	14
構築物(純額)	43
車両運搬具	11
減価償却累計額	6
車両運搬具(純額)	4
工具、器具及び備品	126
減価償却累計額	31
工具、器具及び備品(純額)	94
土地	2,995
建設仮勘定	64
有形固定資産合計	5,972
無形固定資産	
ソフトウェア	2,151
その他	9
無形固定資産合計	2,160
各事業共用固定資産合計	8,132
その他の固定資産	
有形固定資産	
土地	918
有形固定資産合計	918
その他の固定資産合計	918
投資その他の資産	
その他の投資等	657
貸倒引当金	53
投資その他の資産合計	603
固定資産合計	48,638
資産合計	214,973

1

(単位：百万円)  
 当中間会計期間末  
 (平成20年9月30日)

負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	14,418	
1年以内返済予定長期借入金	2,611	
未払金	284	
未払費用	547	
未払法人税等	107	
未払消費税等	708	3
受託業務前受金	16,051	
前受金	1,107	
預り金	53	
賞与引当金	880	
回数券払戻引当金	785	
その他	18	
流動負債合計	<u>37,575</u>	
固定負債		
道路建設関係社債	44,230	1
道路建設関係長期借入金	84,706	
その他の長期借入金	3,916	
繰延税金負債	108	
受入保証金	86	
退職給付引当金	16,769	
役員退職慰労引当金	30	
E T Cマイレージサービス引当金	725	
その他	510	
固定負債合計	<u>151,083</u>	
負債合計	<u>188,659</u>	
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	
資本剰余金		
資本準備金	10,000	
資本剰余金合計	<u>10,000</u>	
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮特別勘定積立金	158	
高速道路事業別途積立金	4,758	
関連事業別途積立金	3	
繰越利益剰余金	1,394	
利益剰余金合計	<u>6,314</u>	
株主資本合計	<u>26,314</u>	
純資産合計	<u>26,314</u>	
負債・純資産合計	<u>214,973</u>	

【中間損益計算書】

(単位：百万円)

当中間会計期間

(自 平成20年4月1日  
至 平成20年9月30日)

高速道路事業営業損益			
営業収益			
料金収入	86,959		
道路資産完成高	32,823		
その他の売上高	2,443		
営業収益合計	122,227		
営業費用			
道路資産賃借料	70,274		
道路資産完成原価	32,823		
管理費用	18,644		
営業費用合計	121,742		
高速道路事業営業利益	484		
関連事業営業損益			
営業収益			
受託業務収入	375		
駐車場事業収入	322		
休憩所等事業収入	69		
その他営業事業収入	42		
営業収益合計	809		
営業費用			
受託業務事業費	475		
駐車場事業費	119		
休憩所等事業費	116		
その他営業事業費	31		
営業費用合計	743		
関連事業営業利益	66		
全事業営業利益	551		
営業外収益	200	1	
営業外費用	98	2	
経常利益	653		
特別利益	754	3	
特別損失	17	4, 5	
税引前中間純利益	1,389		
法人税、住民税及び事業税	10		
法人税等調整額	-		
法人税等合計	10		
中間純利益	1,379		

【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

		当中間会計期間
		(自 平成20年4月 1日
		至 平成20年9月30日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高		10,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		10,000
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
前期末残高		10,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		10,000
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>固定資産圧縮特別勘定積立金</b>		
前期末残高		158
当中間期変動額		
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立		-
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		158
<b>高速道路事業別途積立金</b>		
前期末残高		1,921
当中間期変動額		
別途積立金の積立		2,836
当中間期変動額合計		2,836
当中間期末残高		4,758
<b>関連事業別途積立金</b>		
前期末残高		3
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		3
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高		2,851
当中間期変動額		
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立		-
別途積立金の積立		2,836
中間純利益		1,379
当中間期変動額合計		1,456
当中間期末残高		1,394

(単位：百万円)

当中間会計期間

〔自 平成20年4月 1日

至 平成20年9月30日〕

利益剰余金合計	
前期末残高	4,934
当中間期変動額	
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	-
別途積立金の積立	-
中間純利益	1,379
当中間期変動額合計	1,379
当中間期末残高	6,314
株主資本合計	
前期末残高	24,934
当中間期変動額	
中間純利益	1,379
当中間期変動額合計	1,379
当中間期末残高	26,314
純資産合計	
前期末残高	24,934
当中間期変動額	
中間純利益	1,379
当中間期変動額合計	1,379
当中間期末残高	26,314

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

当中間会計期間  
(自 平成20年4月 1日  
至 平成20年9月30日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

(時価のないもの)

移動平均法による原価法によっております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(1) 仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

(2) 貯蔵品

主として個別法を採用しております。

(会計方針の変更)

従来、主として個別法による原価法を採用しておりましたが、当中間会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

これにより損益に与える影響はありません。

3 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

構築物 5～60年

機械装置 5～17年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(追加情報)

機械装置については、平成20年度の税制改正を契機に耐用年数を見直したことにより、当中間会計期間より耐用年数を変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。



当中間会計期間  
(自 平成20年4月 1日  
至 平成20年9月30日)

4

-

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3) 回数券払戻引当金

回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

(4) -

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。

(7) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

6 リース取引の処理方法

リース取引に関する会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7 その他中間財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

道路資産完成高及び受託事業収入の計上には、工事完成基準を適用しております。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

当中間会計期間

(自 平成20年4月 1日

至 平成20年9月30日)

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当中間会計期間より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これにより損益に与える影響はありません。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末  
(平成20年9月30日)

1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、総財産を道路建設関係社債44,230百万円(額面44,400百万円)の一般担保に供しております。

2 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構

741,200百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構

19,344百万円

なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金が2,142百万円減少しております。

3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

## (中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)			
1 営業外収益の主要項目			
受取配当金	110百万円		
有価証券利息	30百万円		
受取利息	6百万円		
土地物件貸付料	23百万円		
原因者負担金収入	3百万円		
寄付金収入	11百万円		
2 営業外費用の主要項目			
支払利息	82百万円		
ハイウェイカード払戻損失	1百万円		
3 特別利益の主要項目			
固定資産売却益(土地)	0百万円		
回数券払戻引当金戻入額	753百万円		
4 特別損失の主要項目			
固定資産売却損(構築物)	0百万円		
固定資産除却費(構築物等)	0百万円		
減損損失	17百万円		
5 減損損失			
当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。			
用途	種類	場所	計上額
休憩所施設 (関連事業 固定資産)	建物	神戸市中央区	14百万円
	工具、器具及 び備品		2百万円
(合計)			17百万円
(資産のグルーピング)			
資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。			
高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。			
以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。			
それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。			
(減損損失を認識するに至った経緯)			
休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。			
(回収可能価額の算定方法)			
使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。			
6 減価償却実施額			
有形固定資産			2,435百万円
無形固定資産			499百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項  
該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間  
(自 平成20年4月 1日  
至 平成20年9月30日)

(借主側)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法を引続き採用しております。

該当するものについては以下のとおりです。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相当額 (百万円)	中間期末残高 相当額 (百万円)
各事業共用 工具、器具及び備品	24	12	12
各事業共用 ソフトウェア	22	11	11
合計	47	23	23

未経過リース料中間期末残高相当額

1年以内	12百万円
1年超	16百万円
合計	28百万円

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	9百万円
減価償却費相当額	5百万円
支払利息相当額	3百万円

減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

当中間会計期間  
(自 平成20年4月 1日  
至 平成20年9月30日)

2. オペレーティング・リース取引

道路資産の未経過リース料

1年以内	149,735百万円
1年超	8,735,935百万円
合計	8,885,670百万円

- (注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末 (平成20年9月30日)

子会社及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,315.72円
1株当たり中間純利益金額	68.98円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
中間(当期)純利益 (百万円)	1,379
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-
普通株主に係る中間(当期)純利益 (百万円)	1,379
普通株式の期中平均株式数 (千株)	20,000